

# 7月から介護保険料（普通徴収）の納付開始

## 今年度に保険料の見直し

介護保険は、介護を必要とする方の人数や介護サービスの必要量の変化によって3年ごとに事業計画の見直しをします。この事業計画に基づき、平成30～32年度のサービスの必要量と費用を推計し、3年間のサービス水準が確保できるよう保険料を見直しました。

介護保険課  
☎995-1821

### 保険料の納め方

#### 第1号被保険者（65歳以上の方）

7月中旬に介護保険料通知書が届きます。

**特別徴収（年金天引き）**／年金が年額18万円以上の方

**普通徴収（納付書・口座振替）**／年金が年額18万円未満の方 ※65歳になった方や、転入した方はしばらくの間普通徴収になります。

#### 第2号被保険者（40歳～65歳未満の方）

加入している医療保険と合わせて徴収されます。

#### ⚠️滞納している保険料がある場合

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて、介護サービスが受けられなく場合があります。

### 65歳以上の方の介護保険料 11段階一覧表（平成30年度～32年度）

所得段階	対象となる方	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	27,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方	38,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	45,900円
第4段階	世帯課税だが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	53,500円
第5段階 〔基準額〕	世帯課税だが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	61,200円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	68,800円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	76,500円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	91,800円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	99,400円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	107,100円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上の方	114,700円

### 利用者負担の割合の変更

8月から、65歳以上で介護保険サービスを利用している方の利用者負担の割合に3割が新設されます。

利用者負担の割合	対象となる方
3割	以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 ●単身の場合340万円以上 ●2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割の対象とならない方で、以下の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 ●単身の場合280万円以上 ●2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の方